



ひめネット通信

発行者：NPO 法人えひめ消費者ネット（ひめネット）

2017年2月発行（vol.21）

NPO法人えひめ消費者ネット
理事長：松田 裕二
〒790-0952
松山市朝生田町 2-2-11-3F
TEL:089-987-3101
FAX:089-987-3130
E-mail:ehime-shouhinet@bh.wakwak.com
URL:http://ehime-syohisya-net.org

平成 28 年 10 月 29 日 ^{かしこい}えひめ消費者ネットの日《smartらいふ応援セミナー》
において公開講座と消費生活なんでも無料相談会が開催されました。その中から
公開講座の概要をご紹介します。

また併せて募集しました **だまされま川柳** の入選作品の表彰も行われました。

- ★大賞 「自信あり そんなあなたが 騙される」
- ★ひめネット賞 「離れてる 親こそ詐欺の ターゲット」
- ★コープえひめ賞 「ありえない だましネタだよ とりあうな」

smartらいふ応援セミナー

スケジュール
10:30～11:45 公開講座①
「ご存知ですか？洗濯表示が変わります」
講師：遠山利恵子 消費生活アドバイザー
12:00～「だまされま川柳」入選者発表
選者：関谷三先生（伊予川柳会）
入選者発表後～
カルタ取り大会（景品あり）
12:45～14:00 公開講座②
「スマホの正しい使い方」
講師 NTTドコモ

公開講座 概要

① 「適格消費者団体とは？」講師 消費生活アドバイザー 遠山利恵子理事

平成 28 年 10 月 1 日 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律 ※1」が制定され、内閣総理大臣が認定する「特定適格消費者団体」が悪

質商法などの被害を受けた相当多数の消費者に代わり、消費者の財産的被害を回復するための裁判手続きが可能となりました。

消費者団体が消費者に代わり、事業者の問題のある勧誘や、契約条項を裁判で差し止めることができる団体訴訟制度は、すでに平成 19 年 6 月に始まり、これまでに全国で 14 団体が厳格な適格要件をクリアし、「適格消費者団体」として内閣総理大臣に認定され活動しています。この 14 団体の中から、活動実績等、より厳格な要件を満たした団体のみ、

内閣総理大臣によって「特定適格消費者団体」に認定されます。現在、「適格消費者団体」は北海道、関東、東海、中国、九州にはありますが、四国にはありません。そこで、えひめ消費者ネットは、四国初の「適格消費者団体」を目指し、平成 29 年 2 月の申請を目指しています。認定を受けるためには、2 年以上の活動実績、100 人以上の会員数、専門的な知識を持つ人材や健全な財政基盤、事務処理のための事務所と人員等が必要とされています。



活動実績としては、県民から寄せられた情報を検討し、契約約款の不当条項について 7 業者に改善の申入れをした結果、2 業者はすでに約款を見直し、さらに 2 業者が改善の約束をしてくれるなど、着実に成果を挙げています。会員数もまもなく 100 人に達するところですが、財政は会費収入に頼るしかなく財政基盤の強化が大きな課題となっています。認定に向けて県民に広く呼びかけ財政的支援を求めることが喫緊の課題です。

※1 消費者裁判手続き特例法

② 「ご存知ですか？洗濯表示が変わります」

講師 消費生活アドバイザー 遠山利恵子理事

洗濯表示に関する国際規格（IS03758）は、日本独自の洗濯習慣に合っていなかったため、日本では独自の洗濯表示 JISL0217 を使用していましたが、社会のグローバル化が進むにつれて、日本でもドラム式洗濯機の普及など洗濯習慣の大きな変化があり、洗濯表示の標準化への要請が高まったため、日本から国際規格の改正提案を行い、平成 24 年 4 月に国際規格が発行され、平成 26 年 10 月には、改正された国際規格に整合した JIS L0001 が制定されました。（以下資料より抜粋）

構成

新しい洗濯表示 = 基本記号 + 付加記号 + 数字

基本記号	洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング
付加記号	＜強さ＞ ● 洗なし ○ 通常 □ 弱い △ 非常に弱い		＜温度＞ ● ・・・ ○ ・・・		＜禁止＞ ×

新旧比較 ①洗濯

「洗濯機」も「手洗い」も新表示ではどちらも に統一

	現行	新表示
洗濯機		
手洗い		

マイナスイオンと見える
40℃以下で手洗い
上限表示

新旧比較 ②漂白

現行では「塩素系漂白可」と「塩素系漂白不可」の2種類ですが、新表示では酸素系漂白ができるかどうかの記号も加わります。

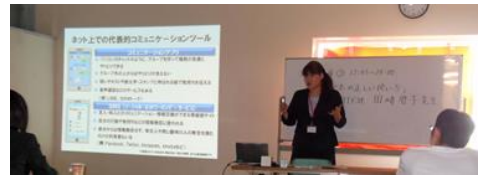
	現行	塩素系	新表示	酸素系	塩素系
		○		○	○
		○		○	×
		×		×	×

染料は服の柄と見えなく

③ 「スマホの正しい使い方」 講師 NTTドコモ 田崎啓子氏

1. インターネットに潜む危険性

①長時間利用の弊害 ②個人情報の流出のおそれ ③軽率な投稿を取り消せない④高額請求のおそれや架空請求詐欺への遭遇 ⑤性犯罪やいじめに巻き込まれる⑥間違った情報の流出



2. 個人情報公開のリスク

①悪用や書き込んだ情報から住所や名前を特定されたり、悪ふざけや他人の写真の無断掲載で損害賠償請求されることがある。インターネットは匿名でないことを認識すべき。②ネット公開した情報は完全に削除できず、将来に重大な影響を及ぼす事もある。

3. 顔の見えないやり取りの中で短い言葉（『えっ』『ハッ、意味わかんない』等）が誤解を生み、いじめを生む危険がある。誰もがちょっとしたキッカケで被害者や加害者になる。

4. 悪意ある書き込みの削除は掲示板、ブログ管理人、サイト管理者、プロバイダーに削除を依頼する。

5. トラブル相談窓口

○警察相談ダイヤル（#9110） ○都道府県警察本部サイバー犯罪相談窓口 ○警察庁インターネット安全・安心相談 ○24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310） ○子供の人権 110番（0120-007-110） ○インターネット人権相談窓口 ○迷惑メール相談センタ（03-5974-0068）
（講座内容より抜粋）

検討委員会より 28年度の申入活動報告

H27年度に申入れたスポーツクラブ A と振袖レンタル業者 X から、改訂後の約款が届き、改善が確認できたため、業者に申入れ終了通知を送付しました。また、H27年度に申入れを拒否したスポーツクラブ B は、約款の条項に変更はないものの、その後、申入れに沿った形で運営を改善しているとの情報が入りました。

一方、振袖レンタル業者 Y に対して、イージーオーダーレンタル契約に係るキャンセル条項の使用停止を求めましたが、イージーオーダーレンタルの特性から、物販や通常レンタルよりキャンセルされた場合の損失やリスクが大きいとして申入れを拒否され、継続中です。

さらにスポーツクラブ C と D の入会金・会費等の条項についても改善を求めたところ、両者から約款を改訂する予定なので待つてほしいと電話で回答がありました。

その後 C から改訂後の約款が届き、問題点の改善が確認できました。

2月15日 現在会員数

正会員 102名・団体 3

賛助会員 30名・団体 1

会員募集



《消費者被害情報提供のお願い》

不当な勧誘・不当な契約や条項の使用・不当な広告表示に関する情報提供をお願いします
寄せられた情報は検討委員会（弁護士・司法書士・相談員で構成）で協議し、問題がある場合当該事業者に対して改善の申入れを行います。消費者被害未然防止・拡大防止のために、ぜひ「これはおかしい!」と思われる消費者トラブル情報をお寄せ下さい。

《お知らせ》

第8期定期総会 29年4月22日(土)開催予定

平成 28 年度の活動実績

- ★検討委員会開催 7/30 9/4 10/8 11/26 1/21
- ★110番活動 10/29 1/21
- ★消費者庁訪問（認定に向けて経過報告） 7/22 12/16
- ★適格消費者団体連絡協議会参加 9/9～10 3/4～5(予定)
- ★悪質商法被害防止見守りネットワーク活動報告会参加 9/30
- ★中四国消費者団体フォーラム参加 1/20
- ★赤い羽根共同募金ボランティア・NPO 支援事業 2/6 2/21 2/22
- ★消費者啓発講座実施 5/18 5/21 10/5 11/6 11/12 1/25 1/28 2/1 2/3
- ★学校・地域における消費者教育 ひめまる協力講座 34カ所

適格消費者団体認定を目指すひめネットの活動に賛同して下さる方を募集しています。
お問合せは事務局・理事まで。

年会費	正会員	個人	3,000円
		法人	20,000円
賛助会員	個人	1□	2,000円
	学生	1□	1,000円
	法人	1□	10,000円

振込先 ●ゆうちょ銀行
□座番号 16150-25769311
特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット
●伊予銀行
本店営業部（普通） 4606040
特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット
●愛媛銀行
本店営業部（普通） 488459
特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

※ 3月末に適格消費者団体認定申請のための書類を整え消費者庁訪問予定です。活動資金のご寄附等ご協力どうぞよろしくお願い致します。